

**改正**

令和5年3月31日告示第124号

始良市ブロック塀等の除却工事に係る補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この告示は、始良市耐震改修促進計画に基づき、地震、台風などの自然災害及び老朽化により安全性が確保されていないおそれのあるブロック塀等による被害を防止し、通行人の安全確保及び緊急車輛の通行を確保するため、ブロック塀等の除却工事を行う者に対し、予算の範囲内において、始良市ブロック塀等の除却工事に係る補助金（以下単に「補助金」という。）を交付することについて、始良市補助金等交付規則（平成22年始良市規則第54号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 補強コンクリートブロック造、石造、レンガ造、ブロック造等の組石造による土圧を受けていない塀（ブロック塀等と一体となって設置されている門柱やフェンス等の部分を除く。）をいい、基礎を含むものとする。
- (2) 道路等 始良市立小・中学校の通学路及び始良市地域防災計画に示す避難路をいう。
- (3) 解体撤去業者 市内に本店、支店等の活動拠点を置き、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第21条第1項の登録を受けた者をいう。
- (4) 所有者等 ブロック塀等の所有権又は相続権を有する者（実質的に所有していると認められる場合を含む。）
- (5) 市税等 本市において賦課された市民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料をいう。
- (6) 耐震診断 「建築物の既設の塀の安全点検について」（平成30年6月21日国住指第1130号）に基づく、ブロック塀等の点検のチェックポイント（別表第1）により、ブロック塀等の安全性を診断・評価し、又は点検することをいう。

(補助対象者)

**第3条** 補助の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 補助を受けようとするブロック塀等の所有者等であること。
- (2) 市税等の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者としな

- (1) 国、地方公共団体、独立行政法人その他これらに準ずる団体及び法人
- (2) 本人又は同一の世帯に属する者が始良市暴力団排除条例（平成24年始良市条例第33号）第2条第2号に規定する暴力団員である者
- (3) その他市長が適当でないとする者  
(補助対象ブロック塀等)

**第4条** 補助の対象となるブロック塀等は、次に掲げる要件を全て満たすブロック塀等とする。

- (1) 道路等に面し、道路からの高さが80センチメートル以上かつ2段以上であり、耐震診断により1項目以上の不適合があるブロック塀等と判断されたもの
- (2) 同一敷地又は同一角地内において、この告示による補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 公共事業等の補償の対象となっていないこと。
- (4) 第9条に規定する補助金の交付決定時点において、補助対象ブロック塀等の解体撤去工事（以下「解体撤去工事」という。）に着手していないこと。
- (5) 市の指定する日までに申請物件の解体撤去工事及び実績報告が完了すること。  
(補助対象事業)

**第5条** 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、解体撤去業者が行うブロック塀等の除却工事で、次の各号のいずれかに該当する工事とする。

- (1) ブロック塀等の全てを除却する工事
- (2) ブロック塀等の高さを80センチメートル未満に減ずる工事
- (3) 基礎を除くブロック塀等の全てを除却する工事。ただし、ブロック塀等の基礎部分が擁壁、底板付鉄筋コンクリート基礎による頑丈な構造であり、当該部分が倒壊のおそれがないと判断される場合に限る。  
(補助金の額)

**第6条** 補助金の額は、ブロック塀等の除却工事に要した経費（消費税及び地方消費税を含む。）に2分の1を乗じて得た額と、除却したブロック塀等の総面積に1平方メートルあたり1万円を乗じて得た額のいずれか少ない方の額（1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）とし、1件につき20万円を限度とする。

(事前協議)

**第7条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の実施に関する契約を締結する前に、当該工事について市長と協議を行わなければならない。

2 市長は、前項の規定による協議において、当該工事について必要な指導及び助言を行うことができる。

(補助金の交付申請)

**第8条** 申請者は、工事着手前に始良市ブロック塀等の除却工事に係る補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) ブロック塀等の所在を明示した付近見取り図
- (2) ブロック塀等の所有者等であることが確認できる書類（建物登記事項証明書、家屋証明書、名寄帳兼課税台帳の写し、納税通知書又は建設当時の契約書等の写し）
- (3) 市税等の滞納のない証明書
- (4) 第2条第6号に定める耐震診断の結果
- (5) 除却工事施工前の現況写真（全景、高さ及び傾き又はひび割れ等が確認できるもの）
- (6) 補助対象事業に要する費用の内訳が確認できる見積書の写し（除却工事以外の工事等が含まれている場合は、補助の対象となる除却工事の費用と区別されていること。）
- (7) 所有者と申請者の関係が分かる戸籍謄本又は除籍謄本（相続権を有する者が申請する場合に限る。）
- (8) 誓約書（様式第2号）
- (9) 補助対象事業を行う解体撤去業者の建設業許可証の写し又は建設リサイクル法第23条第2項の規定による通知の写し
- (10) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

**第9条** 市長は、前条に規定する書類の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付することを決定した者に対しては始良市ブロック塀等の除却工事に係る補助金交付決定通知書（様式第3号）により、交付しないことを決定した者に対しては始良市ブロック塀等の除却工事に係る補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、通知を行うものとする。

(補助対象事業の変更等)

**第10条** 前条の規定による交付の決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、始良市ブロック塀等の除却工事に係る補助金変更等申請書（様式第5号）により、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認することが適当であると認めたときは、始良市ブロック塀等の除却工事に係る補助金変更等承認通知書（様式第6号）により、通知を行うものとする。

（実績報告）

**第11条** 交付決定者は、補助対象事業完了の日から起算して30日以内又は市が指定する日のいずれか早い日までに、始良市ブロック塀等の除却工事に係る完了実績報告書（様式第7号）により、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- （1） 除却工事請負契約書の写し
- （2） 補助対象事業に要した費用を支払ったことを証する書類の写し
- （3） 廃棄物処理に関する処分証明書類等の写し
- （4） 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し（収集運搬を下請業者に委託した場合に限る。）
- （5） 工事写真（着工前、施工中及び完了後が確認できるもの）
- （6） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

**第12条** 市長は、前条の規定により報告された書類の審査や調査等により、補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、始良市ブロック塀等の除却工事に係る補助金交付確定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

**第13条** 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに始良市ブロック塀等除却工事に係る補助金交付請求書（様式第9号）により補助金を請求するものとする。

（補助金の交付）

**第14条** 市長は、前条の規定に基づき補助金の交付の請求があったときは、速やかに補助金を交付決定者に交付するものとする。

（補助金の取消し等）

**第15条** 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。
- (2) 補助金の交付を受けた後に、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び関係法令で定める基準に違反したブロック塀等を設置したとき。
- (3) この告示の規定に基づく市長の指示又は命令に違反したとき。
- (4) 補助事業の遂行ができないとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は補助金の返還を命じるときは、始良市ブロック塀等の除却工事に係る補助金交付取消通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（調査等）

**第16条** 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助対象者に対し書類の提出又は報告を求め、必要な調査をすることができる。

（その他）

**第17条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

2 この告示は、施行日以後に申請した工事に係る補助金から適用する。

#### 附 則（令和5年3月31日告示第124号）

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の始良市ブロック塀等の除却工事に係る補助金交付要綱の規定は、令和5年度分の始良市ブロック塀等の除却工事に係る補助金から適用し、令和4年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

別表第1 (第2条関係)

ブロック塀の点検のチェックポイント

補強コンクリートブロック造の塀

<p>1. 塀は高すぎないか  <input type="checkbox"/> 塀の高さが地盤から2.2m以上である</p>	<p>高さ <span style="float: right;">m</span></p>	
<p>2. 塀の厚さは十分か  <input type="checkbox"/> 塀の厚さが10 c m以下である                  (塀の高さが2.0m超え2.2m以下の場合は15 c m以下)</p>	<p>厚さ <span style="float: right;">c m</span></p>	
<p>3. 控え壁はあるか  <input type="checkbox"/> 塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1 / 5以上突出した控え壁がない</p>	<p>間隔 <span style="float: right;">m</span></p>	
	<p>突出した長さ</p>	<p><span style="float: right;">c m</span></p>
<p>4. 基礎があるか  <input type="checkbox"/> コンクリートの基礎がない</p>		
<p>5. 塀は健全か  <input type="checkbox"/> 塀に傾き、ひび割れ等がある</p>		

組積造の塀 (レンガ造、石造、鉄筋のないブロック造)

<p>1. 塀は高すぎないか  <input type="checkbox"/> 塀の高さが地盤から1.2m以上である</p>	<p>高さ <span style="float: right;">m</span></p>	
<p>2. 塀の厚さは十分か  <input type="checkbox"/> 塀の高さの1 / 10以下の厚さである</p>	<p>厚さ <span style="float: right;">c m</span></p>	
<p>3. 控え壁はあるか  <input type="checkbox"/> 塀の長さ4.0m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁がない</p>	<p>間隔 <span style="float: right;">m</span></p>	
	<p>突出した長さ</p>	<p><span style="float: right;">c m</span></p>
<p>4. 基礎があるか  <input type="checkbox"/> 基礎がない</p>		
<p>5. 塀は健全か  <input type="checkbox"/> 塀に傾き、ひび割れ等がある</p>		